富山県立大学共同研究契約書　新旧対照表

| 旧雛形 | 新雛形 | 備　　　考 |
| --- | --- | --- |
| 　公立大学法人富山県立大学（以下「甲」という。）と株式会社　　　　　　（以下「乙」という。）は、次の各条によって共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。 （定義） 第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。一　「研究成果」とは、本契約に基づき得られたもので、実績報告書中で成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。 二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。 イ　特許法（昭和34年法律第 121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第 125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利 ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律第3条第1項に規定する回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）の著作権並びに外国における上記各権利に相当する権利二　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。） ２　本契約書において「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権、商標権、回路配置利用権及びプログラム等の著作物の対象となるものについては創作、育成者権の対象となるものについては育成並びにノウハウの対象となるものについては案出をいう。３　本契約書において、知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、商標法第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第2条第1項第15号及び同項第19号に定める行為並びにノウハウの使用をいう。 ４　本契約書において「専用実施権等」とは、次に掲げるものをいう。一　特許法に規定する専用実施権、実用新案法に規定する専用実施権、意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権 二　半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する専用利用権三　種苗法に規定する専用利用権四　第1項第2号ロに規定する権利の対象となるものについて独占的に実施をする権利五　プログラム等の著作権に係る著作物について独占的に実施をする権利六　第1項第2号ニに規定する権利に係るノウハウについて独占的に実施をする権利５　本契約書において「研究担当者」とは、本共同研究に従事する甲又は乙に属する本契約の別表第1に掲げる者及び本契約第4条第3項に該当する者をいう。また、「研究協力者」とは、本契約の別表第1及び本契約第4条第3項記載以外の者であって本共同研究に協力する者をいう（共同研究の題目等） 第２条　甲及び乙は、次の共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施するものとする。(1) 研究題目　　　　(2) 研究目的　　　　(3) 研究内容　　　　(4) 研究分担（別表第１のとおり）(5) 研究スケジュール (6) 研究実施場所　　　　　　　　　　　　　　（研究期間） 第３条　本共同研究の研究期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。（共同研究に従事する者） 第４条　甲及び乙は、それぞれ別表第1に掲げる者を本共同研究の研究担当者として参加させるものとする。 ２　甲は、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を共同研究員として受け入れるものとする。３　甲及び乙は、甲又は乙に属する者を新たに本共同研究の研究担当者として参加させようとするときはあらかじめ相手方に書面により通知するものとする。（実績報告書の作成） 第５条　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究完了の翌日から30日以内にとりまとめるものとする。（ノウハウの指定） 第６条　甲及び乙は、協議の上、報告書に記載された研究成果のうち、ノウハウに該当するものについて、速やかに指定するものとする。 ２　ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。３　前項の秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究完了の翌日から起算して５年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。（研究経費の負担） 第７条　甲及び乙は、それぞれ別表第2に掲げる研究経費を負担するものとする。（研究経費の納付） 第８条　乙が甲へ納付する研究経費の額は、金　　円とし、甲の発行する振込依頼書により、当該振込依頼書に定める期限までに納付しなければならない。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。（経理） 第９条　前条の研究経費の経理は甲が行う。ただし、乙はこの契約に関する経理書類の閲覧を甲に申し出ることができる。甲は乙からの閲覧の申し出があった場合、これに応じるものとする。（研究経費により取得した設備等の帰属） 第10条　別表第2に掲げる研究経費により取得した設備等は、甲に帰属するものとする。（施設・設備の提供等） 第11条　甲は、別表第3に掲げる甲に係る施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から別表第3に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。（研究の中止又は期間の延長） 第12条　天災その他研究遂行上やむを得ない事由があるときは、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙はその責を負わないものとする。（研究の完了又は中止等に伴う研究経費等の取扱い） 第13条　本共同研究を完了し、又は前条の規定により、本共同研究を中止した場合において、第8条の規定により納付された研究経費の額に不用が生じた場合は、乙は甲に不用となった額の返還を請求できる。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。２　甲は、研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じる恐れが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。３　甲は、本共同研究を完了し、又は中止したときには、第11条第2項の規定により乙から受け入れた設備を研究の完了又は中止の時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。（知的財産権の出願等） 第14条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い発明等が生じた場合には、速やかに相互に通知しなければならない。 ２　本共同研究の実施により得られる知的財産権の甲の持分は、甲又は甲に属する研究担当者に帰属するものとする。３　甲又は乙はそれぞれ、甲又は乙に属する研究担当者が本共同研究の結果、単独で発明等を行ったときは、単独所有とし、単独で出願等の手続きを行うものとするが、当該発明等に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）出願等の前にあらかじめ乙又は甲の確認を得るものとする。この場合、出願手続き及び権利保全に要する費用は、出願等を行おうとする者が負担するものとする。４　甲及び乙は、甲に属する研究担当者及び乙に属する研究担当者が本共同研究の結果共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権のうち、甲に属する研究担当者の持分を第２項の規定により甲がすべて承継した場合において、当該発明等に係る出願等を行おうとするときは、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分を協議して定めた上で、別途締結する共同出願等契約にしたがって共同して出願等を行うものとする。ただし、甲又は乙が当該知的財産権を相手方から承継した場合は、甲又は乙は単独で出願等するものとする。５　乙は、本共同研究の結果生じた発明等が甲に属する研究担当者と乙とが共有することとなった場合の当該出願等について、当該甲に属する研究担当者と協議の上、別途定めるものとする。（外国出願）第15条　前条の規定は、外国における発明等に関する知的財産権（著作権及びノウハウを除く。）の設定登録出願、権利保全（以下「外国出願」という。）についても適用する。２　甲及び乙は、外国出願を行うにあたっては、双方協議の上行うものとする（優先的実施）第16条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって第14条第4項の規定により甲に承継された知的財産権（著作権及びノウハウ並びに本条第2項に規定するものを除く。以下「甲に承継された知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙又は乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから10年間優先的に実施させることを許諾する。２　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲及び乙の共有に係る知的財産権（著作権及びノウハウを除く。以下「共有に係る知的財産権」という。）を、次条に定める場合を除き自己実施せず、かつ、乙の指定する者から優先的に実施したい旨の通知があった場合には、当該知的財産権を出願等したときから10年間優先的に実施させることを許諾する。３　甲は、乙又は乙の指定する者から前2項に規定する優先的に実施させる期間（以下「優先的実施期間」という。）を更新したい旨の申し出があった場合には、優先的実施期間の更新を許諾する。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上、定めるものとする（第三者に対する実施の許諾）第17条　甲は、乙又は乙の指定する者が、甲に承継された知的財産権を、前条第1項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙及び乙の指定する者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該知的財産権の実施を許諾することができるものとする。２　前項の規定は、乙が共有に係る知的財産権を本共同研究完了の翌日から起算して２年以内に正当な理由なく実施しない場合、もしくは、乙の指定する者が共有に係る知的財産権を前条第2項及び第3項に規定する優先的実施期間中その第２年次以降において正当な理由なく実施しないときについて準用する。３　乙は、共有に係る知的財産権を当該知的財産権を出願等したときから第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。この場合、甲は、前2項の場合を除き、甲に承継された知的財産権及び乙との共有に係る知的財産権を、自己実施せず、かつ、第三者に実施許諾しない。（実施料）第19条　甲に承継された知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、 別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。２　甲及び乙の共有に係る知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、甲は自己実施をしないことから、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。ただし、乙が乙の指定する者からの実施料の支払いを求めることを甲に申し入れた場合は、当該実施料を甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。３　甲及び乙の共有に係る知的財産権を第三者に実施させた場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。（特許料等）第20条　甲及び乙は、共有に係る知的財産権に関する出願等費用、特許料等（以下「出願等費用」という。）をそれぞれ持分に応じて負担するものとする。２　甲又は乙は、前項に規定する出願等費用を負担しないときは、当該知的財産権に係る自己の持分を乙又は甲に譲渡することができるものとし、その旨の「譲渡証書」を乙又は甲に提出するものとする。（持分の譲渡等）第18条　甲は、本共同研究の結果生じた発明等であって甲に承継された特許を受ける権利又は共有に係る特許権の持分を乙（又は甲及び乙が協議の上指定した者）に限り譲渡又は専用実施権等の設定ができるものとし、別に定める譲渡契約又は専用実施権等設定契約により、これを行うものとする。２　甲が、甲及び乙が協議の上指定した者に甲に承継された特許を受ける権利又は共有に係る特許権の持分を譲渡又は専用実施権等の設定を行った場合、本契約第16条、第17条、第19条及び第20条中「甲」とあるのは「甲及び乙が協議の上指定した者」と読み替えるものとする。３　甲は、乙以外の者への共有に係る特許権の持分の譲渡又は専用実施権等の設定に当たっては、あらかじめ乙の書面による同意を得なければならない。 (情報交換) 第21条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。２　提供された資料は、本共同研究完了後又は本共同研究中止後相手方に返還するものとする。（秘密の保持）第22条　甲及び乙は、本共同研究の実施に当たり、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報について、別表第1の研究担当者以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該研究担当者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該研究担当者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。一　開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを証明できる情報二　開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報三　開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容五　相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報六　書面により事前に相手方の同意を得たもの２　甲及び乙は、相手方より開示若しくは提供を受け又は知り得た技術上及び営業上の一切の情報を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。３　前2項の有効期間は、第2条の本共同研究開始の日から研究完了後又は研究中止後５年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。（研究成果の取扱い）第23条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し１ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第22条で規定する秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表若しくは公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。なお、いかなる場合であっても、相手方の同意なく、ノウハウを開示してはならない。 ２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の20日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表若しくは公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。４　第2項の通知しなければならない期間は、本共同研究完了後の翌日から起算して２年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。（研究協力者の参加及び協力）第24条　甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。３　当該当事者は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させることができるよう及び研究協力者が相手方に損害を与えた場合には、当該研究協力者にその損害の賠償を請求することができるよう、その取扱いを別に定めておくものとする。４　研究協力者が本共同研究の結果、発明等を行った場合は、第14条の規定を準用するものとする。（契約の解除）第25条　甲は、乙が第8条に規定する乙に係る研究経費を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。２　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後14日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。一　相手方が本契約の履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき二　相手方が本契約に違反したとき（損害賠償） 第26条　甲又は乙は、前条に掲げる事由及び甲、乙、研究担当者又は研究協力者が故意又は重大な過失によって相手方に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。（契約の有効期間）第27条　本契約の有効期間は、第3条に定める期間とする。２　本契約の失効後も、第5条及び第6条、第13条から第24条、第26条及び第29条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。（協議）第28条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。 （裁判管轄）第29条　本契約に関する訴えは、甲を所在地とする富山地方裁判所の管轄に属する。この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その1通を保有する。 | 公立大学法人富山県立大学（以下「甲」という。）と　　　　　　　　　（以下「乙」という。）とは、以下の契約項目表に掲げる共同研究（以下「本共同研究」という。）の実施に関し、次の各条のとおり共同研究契約（以下「本契約」という。）を締結する。（定義） 第１条　本契約書において、次に掲げる用語は次の定義によるものとする。一　「研究成果」とは、本共同研究に基づき得られたもので、第６条に従って作成される実績報告書において成果として確定された本共同研究の目的に関係する発明、考案、意匠、著作物、ノウハウ等の技術的成果をいう。二　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。　　イ　特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第 123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び外国における上記各権利に相当する権利　　ロ　特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、商標法に規定する商標登録出願により生じた権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける権利及び外国における上記各権利に相当する権利　　ハ　著作権法（昭和45年法律第48号）に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物（以下「プログラム等」という。）に係る著作権並びに外国における上記権利に相当する権利　　ニ　秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、第７条の規定に基づき特定するもの（以下「ノウハウ」という。）三　「発明等」とは、特許権の対象となるものについては発明、実用新案権の対象となるものについては考案、意匠権及び回路配置利用権の対象となるものについては創作、商標権の対象となるものについては商標並びに育成者権の対象となるものについては育成をいう。四　「出願等」とは、特許権、実用新案権、商標権及び意匠権については出願、回路配置利用権については設定登録の申請、育成者権については品種登録の出願、並びに外国における上記各権利に相当する権利の申請、登録及び出願（仮出願を含む。）をいう。五　知的財産権の「実施」とは、特許法第２条第３項に定める行為、実用新案法第２条第３項に定める行為、意匠法第２条第２項に定める行為、商標法第２条第３項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第２条第３項に定める行為、種苗法第２条第５項に定める行為、著作物のあらゆる利用行為並びにノウハウの使用をいう。六　「通常実施権」とは、特許法、実用新案法及び意匠法に規定する通常実施権、商標法に規定する通常使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に規定する通常利用権、第１項第２号ロに規定する権利の対象となるもの、プログラム等に係る著作権及びノウハウについて実施をする権利並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。七　「独占的通常実施権」とは、通常実施権のうち、当該権利を許諾する者は第三者に実施許諾ができず、当該権利を許諾された者において独占的に実施及び実施許諾できる権利とする。八　「専用実施権」とは、特許法、実用新案法及び意匠法に規定する専用実施権、商標法に規定する専用使用権、半導体集積回路の回路配置に関する法律及び種苗法に規定する専用利用権並びに外国における上記各権利に相当する権利をいう。なお、乙が希望する場合には、再実施許諾権付の権利とすることができる。　九　「乙の指定する者」とは、乙のグループ企業又は乙が生産若しくは製造を委託する者を指し、甲乙協議の上、共同出願契約又は実施契約等にて定める者をいう。（本研究にあたっての相互協力）第２条　甲及び乙は、本契約の定めに従って、相互協力して本共同研究を実施するものとする。（研究期間） 第３条　本共同研究の研究期間は、表記契約項目表７.に記載のとおりとする。（研究担当者） 第４条　甲及び乙は、それぞれ、表記契約項目表４．に掲げる者を本共同研究の研究担当者として本共同研究に参加させるものとする。 ２　甲は、乙が希望する場合、乙の研究担当者のうち甲の研究実施場所において本共同研究に従事させる者を共同研究員として受け入れるものとする。３　甲及び乙は、相手方の同意を得た上で、第１項に定める研究担当者の変更、追加又は削減を行うことができるものとする。（研究協力者）第５条　甲乙のいずれかが、共同研究遂行上、研究担当者以外の者の参加ないし協力を得ることが必要と認めた場合、相手方の同意を得た上で、当該研究担当者以外の甲又は乙に所属する者を研究協力者として本共同研究に参加させることができる。２　研究担当者以外の者が研究協力者となるに当たっては、当該研究担当者以外の者を研究協力者に加えるよう相手方に同意を求めた甲又は乙（以下「当該当事者」という。）は、研究協力者となる者に本契約内容を遵守させなければならない。研究協力者による本契約内容の違反は、当該研究協力者を参加させた甲又は乙の本契約の違反を構成するものとする。（本共同研究の終了及び実績報告書の作成） 第６条　本共同研究は、以下のいずれかの事由が生じた時点において、終了するものとする。本共同研究が終了した日を、以下「本共同研究終了日」という。一　表記契約項目表２.記載の研究目的が達成又は実現されたと甲及び乙が合意したこと二　表記契約項目表２.記載の研究目的の達成又は実現が不可能又は著しく困難であることが判明し、甲及び乙がその旨合意したこと三　表記契約項目表７.記載の研究期間の満了四　その他、甲及び乙が、本共同研究を終了させることに合意した日の到達２　甲及び乙は、双方協力して、本共同研究の実施期間中に得られた研究成果について報告書を、本共同研究終了日後30日以内、及び本共同研究の研究期間中で必要と認められる時にとりまとめるものとする。（ノウハウの特定） 第７条　甲及び乙は、本共同研究の結果、ノウハウに該当するものが生じた場合は、協議の上、速やかに書面にて特定するものとする。２　前項に従って特定されたノウハウは、相手方の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。ノウハウを秘匿すべき期間は、甲乙協議の上、決定するものとし、原則として、本共同研究終了の翌日から起算して５年間とする。ただし、ノウハウの特定後において必要がある時は、協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。（研究経費の負担） 第８条　乙は、表記契約項目表８.に掲げる研究経費を負担するものとする。（研究経費の支払）第９条　乙は、表記契約項目表８.に掲げる研究経費を、甲の発行する振込依頼書に従って、甲の定める支払期限までに支払わなければならない。振込手数料その他の納付費用は乙の負担とする。（経理） 第10条　前条の研究経費の経理は甲が行う。２　甲は乙から、前項研究経費の経理に係る書類の閲覧の申し出があった場合、閲覧の日程及び対象となる書類の範囲につき乙と協議の上これに応じるものとする。（研究経費により取得した設備等の帰属） 第11条　表記契約項目表８.に掲げる研究経費により取得した施設・設備・備品等は、全て甲に帰属するものとする。（施設・設備の提供等） 第12条　甲及び乙は、表記契約項目表９.に掲げる自己の施設・設備を本共同研究の用に供するものとする。２　甲は、本共同研究の用に供するため、乙から表記契約項目表９.に掲げる乙の所有に係る設備を乙の同意を得て無償で受け入れ、共同で使用するものとする。この場合、甲乙の合意により当該設備の所有権を無償で甲に移転できるものとする。なお、甲は乙から受け入れた設備について、その据付完了の時から返還に係る作業が開始される時まで善良なる管理者の注意義務をもってその保管にあたらなければならない。３　前項に規定する設備の搬入及び据付けに要する経費は、乙の負担とする。（研究の中止又は期間の延長） 第13条　天災その他の不可抗力又は止むを得ない事由による本共同研究の遅延など当初予測できなかった事由が生じた場合は、甲乙協議の上本共同研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合において、甲又は乙は本共同研究の中止又は延長に伴い相手方に生ずる一切の損害、損失、責任等について、何ら責任を負わないものとする。（研究の終了等に伴う研究経費等の取扱い） 第14条　前条の規定又は本契約の解除により、本共同研究を中止した場合において、第９条の規定により納付された研究費の額に不用な部分が生じたときは、乙は甲に不用となった額の返還を請求できるものとする。甲は乙からの返還請求があった場合、これに応じなければならない。２　甲は、前条の規定に基づく本共同研究の研究期間の延長により納付された研究経費に不足を生じるおそれが発生した場合には、直ちに乙に書面により通知するものとする。この場合において、乙は甲と協議の上、不足する研究経費を負担するかどうかを決定するものとする。 ３　甲は、本共同研究を終了したときには、第12条第２項の規定により乙から受け入れた設備のうち甲に所有権が移転していない設備を本共同研究終了日時点の状態で乙に返還するものとする。この場合において、撤去及び搬出に要する経費は、乙の負担とする。（知的財産権の出願等）第15条甲及び乙は、自己に所属する研究担当者又は研究協力者（以下併せて「研究担当者等」という。）が本共同研究の実施に伴い発明等を得た場合には、速やかに相手方に通知し、当該発明等に係る知的財産権の持分及び出願等の可否等について協議するものとする。２甲及び乙は、自己に所属する研究担当者等に帰属する本共同研究の実施に伴い得られた発明等（甲に所属する研究担当者等と乙に所属する研究担当者等により共同で得られた発明等を含む。）について、それぞれの規則等により、当該発明等を得た研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権の承継を受けるものとする。３　前項の場合において、甲又は乙が、本共同研究の実施に伴い発明等を得た自己に所属する研究担当者等から、当該発明等に関する知的財産権を承継しないときは、相手方にその旨を通知するものとする。４　いずれかの当事者に所属する研究担当者等のみによって本共同研究の実施に伴い得られた発明等に関する知的財産権は、当該発明等を得た研究担当者等からの承継を受けた場合、当該いずれかの当事者に単独で帰属するものとし、当該当事者は、単独で、自己の判断に基づき当該発明等に関する知的財産権の出願等及び権利保全の手続きを行うことができるものとする（甲単独に帰属する知的財産権を以下「甲知的財産権」という。）。ただし、かかる出願等の手続きに先立ち、第１項の協議において、あらかじめ相手方に対して当該発明等が単独に帰属することの確認を得るものとする。この場合、出願等及び権利保全の手続きに要する費用（以下、「出願等費用」という。）は、当該発明等に関する知的財産権の帰属する当事者が負担するものとする。５　甲及び乙は、甲に所属する研究担当者等及び乙に所属する研究担当者等により本共同研究の実施に伴い共同で得られた発明等に関する知的財産権の承継を、当該発明等を得たそれぞれの研究担当者等から受けた場合、当該発明等に関する知的財産権（以下「共有知的財産権」という。）における甲及び乙の持分を定める共同出願契約を別途締結し、かかる共同出願契約に従って共同して出願等を行うものとする。（外国出願）第16条　前条の規定は、外国における知的財産権の出願等及び権利保全等についても適用する。２　甲及び乙は、共有知的財産権を外国において出願等を行うに当たっては、その要否及び対象国等について協議の上行うものとする。（知的財産権の取扱い）第17条　甲及び乙は、原則として、甲知的財産権及び共有知的財産権（以下「本件知的財産権」という。）の出願までに、本件知的財産の取扱いに関する契約を締結するものとする。２　乙が本件知的財産権の譲受を希望し甲がこれに応ずる場合、本件知的財産権の一部又は全部を乙に有償で譲渡するものとし、甲及び乙は、本件知的財産権に関する譲渡契約を締結するものとする。３　乙が本件知的財産権に関して独占実施を希望する場合、甲及び乙は、第19条から第23条までの規定に従うものとし、甲知的財産権に関する独占実施契約（専用実施権設定契約を含む）又は共有知的財産権の共同出願契約を締結するものとする。４　乙が本件知的財産権に関して非独占実施を希望する場合、甲及び乙は、第19条から第23条までの規定に従うものとし、甲知的財産権に関する非独占実施契約、又は共有知的財産権の共同出願契約を締結するものとする。５　乙は、第15条第１項の通知を甲から受け、乙又は乙の指定する者が当該甲知的財産権を実施しないと判断する場合には、速やかに甲に対して書面による通知を行うものとする。（優先交渉権）第18条　前条にかかわらず、乙は、本件知的財産権に係る実施、譲受又は実施許諾の形態を検討するために、当該本件知的財産権に関する技術面や事業面等からの検証・評価に時間を要する場合、当該本件知的財産権の実施、譲受及び実施許諾に関する条件交渉を甲と独占的に行うことができる期間（以下「優先交渉期間」といい、当該優先交渉期間中に乙が獲得する権利を以下「優先交渉権」という。）を甲と協議の上、設けることができるものとする。２　優先交渉期間中に発生する本件知的財産権に係る出願等費用の一切は、乙が負担するものとする。３　優先交渉期間は出願日から18ヶ月を上限として設けることができるものとし、共同出願契約又は優先交渉期間設定契約において定めるものとする。なお、発明等の内容等を踏まえ、甲乙協議の上、優先交渉期間をあらかじめ延ばすことができるものとする。４　優先交渉期間中に、乙が優先交渉期間の延長を希望する場合、甲に延長の申し出を行い、甲の同意を得た上で、書面にて優先交渉期間を延長するものとする。５　乙は、優先交渉期間終了３ヶ月前までに、第１項に定める検証・評価の結果を甲に通知するものとし、甲及び乙は、第19条から第23条までの規定に従い、優先交渉期間終了後の本件知的財産権の実施及び実施許諾に係る条件を決定するものとする。乙が優先交渉期間中に優先交渉権の放棄を希望する場合も同様とする。６　前項により決定した条件に基づき、甲及び乙は、本件知的財産権に関する譲渡契約、優先交渉期間終了後の取扱いを定めた甲知的財産権に関する実施契約（以下「独占的通常実施権許諾契約、非独占的通常実施権許諾契約又は専用実施権設定契約」をいう。）、又は共有知的財産権に関する共有知的財産権取扱契約を、優先交渉期間内に締結するものとする。７　優先交渉期間中に、乙が本件知的財産権を活用し収入を得ようとする場合、その取扱いにつき、あらかじめ甲乙協議し決定するものとする。（甲による実施）第19条　甲は、研究成果を、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持義務を遵守の上、甲が行う教育及び研究活動のために無償にて実施することができるものとする。２　甲に属する発明者又は成果有体物の作製者は、甲の所属を離れた場合であっても、研究成果を、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持義務を遵守の上、教育及び研究の目的に限り、将来において所属する研究室（非営利研究機関に限る。）で実施することができるものとする。（乙による非独占での実施）第20条　乙又は乙の指定する者が共有知的財産権を非独占的に実施することを希望する場合には、乙又は乙の指定する者は、別途、実施料の支払い及び出願等費用の負担の有無、第三者に対する実施許諾の是非並びにその他の条件について甲と協議するものとする。（第三者に対する実施の許諾）第21条　甲は、乙又は乙の指定する者が本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を締結した場合にもかかわらず、当該本件知的財産権を出願等した日の翌日から起算して３年経過後において正当な理由なく実施しないときは、乙又は乙の指定する者の意見を聴取の上、乙又は乙の指定する者との間で締結している本件知的財産権に関する独占実施に係る契約を解除し、乙又は乙の指定する者以外の第三者に対し当該本件知的財産権の実施を許諾することができるものとする。ただし、当該独占実施に係る契約の締結に当たり、甲乙協議の上、異なる期間を定めることができるものとする。２　乙が本件知的財産権に関して非独占実施を希望する場合、甲は、甲知的財産権について自由に第三者に対し実施の許諾をすることができ、又、共有知的財産権については当該共有知的財産権を出願等したときから、乙の書面による同意を得て第三者に対し実施の許諾をすることができるものとする。なお、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならないものとする。（実施料）第22条　甲知的財産権を乙又は乙の指定する者が実施しようとするときは、乙は別に実施契約で定める実施料を甲に支払い、又は乙の指定する者をして支払わせなければならない。２　共有知的財産権を乙若しくは乙の指定する者又はこれら両者が独占的に実施しようとするときは、乙は別に共同出願契約又は共有知的財産権実施契約で定める実施料を甲に支払い、又は乙の指定する者をして支払わせなければならない。共有知的財産権を乙又は乙の指定する者が非独占的に実施しようとするときは、第20条の協議の上、甲に対する実施料の支払いについて決定するものとする。３　共有知的財産権を乙又は乙の指定する者以外の第三者に実施許諾した場合の実施料は、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分に応じて、それぞれに配分するものとする。（出願等費用）第23条　甲及び乙は、共有知的財産権（外国における共有知的財産権を含む。）の出願等費用に関して、以下のとおり合意する。一　第18条で定める優先交渉期間中、及び乙が共有知的財産権に関して独占実施を希望する場合は、乙は出願等費用の一切を負担するものとする。二　乙が共有知的財産権に関して非独占実施を希望する場合は、第20条の協議の上、出願等費用の負担割合について決定するものとする。（持分の譲渡）第24条　甲又は乙は、共有知的財産権に係る自己の持分を甲乙協議の上同意した者に限り譲渡できるものとする。（プログラム等及びノウハウの取扱い）第25条　本共同研究の結果生じたプログラム等及びノウハウの取扱いについては、第15条から第24条における発明等の取扱いに準じるものとし、甲乙協議の上、別途決定するものとする。(情報等の提供) 第26条　甲及び乙は、本共同研究の実施に必要な情報、資料及び研究試料を相互に無償で提供又は開示するものとする。ただし、甲及び乙以外の者との契約により秘密保持義務を負っているものについては、この限りではない。２　甲及び乙は、前項に基づき相手方から提供を受けた研究試料について、相手方の書面による同意なく、本共同研究及び本契約の目的以外に使用してはならない。また、甲及び乙は、研究試料について特段の扱いを希望する場合、別途協議の上、研究試料等提供契約等の締結を行うものとする。３　甲及び乙は、あらかじめ返還を条件に提供された資料及び研究試料を、本共同研究終了日後速やかに相手方に返還するものとする。（秘密の保持）第27条　甲及び乙は、本共同研究の実施に伴い、相手方より開示又は提供を受けた情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に際して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）について、研究担当者等並びに自己に属する本共同研究の実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者（以下「秘密情報受領者」という。）以外に開示・漏洩してはならない。また、甲及び乙は、相手方より開示を受けた情報に関する秘密について、当該秘密情報受領者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該秘密情報受領者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りではない。一　開示又は提供を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報二　開示又は提供を受けた際、既に公知となっている情報三　開示又は提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報四　正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる内容五　相手方から開示又は提供された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報六　書面により事前に相手方の同意を得たもの２　甲及び乙は、秘密情報（前項ただし書に掲げるものを除く。）を本共同研究以外の目的に使用してはならない。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合はこの限りではない。３　前２項の規定は、本共同研究終了後も、５年間有効に継続するものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。（研究成果の公表）第28条　甲及び乙は、本共同研究完了（研究期間が複数年度にわたる場合は各年度末）の翌日から起算し１ヶ月以降、本共同研究によって得られた研究成果（研究期間が複数年度にわたる場合は当該年度に得られた研究成果）について、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持の義務を遵守した上で開示、発表又は公開すること（以下「研究成果の公表等」という。）ができるものとする。ただし、研究成果の公表という大学の社会的使命を踏まえ、相手方の同意を得た場合は、公表の時期を早めることができるものとする。２　前項の場合、甲又は乙（以下「公表希望当事者」という。）は、研究成果の公表等を行おうとする日の20日前までにその内容を書面にて相手方に通知しなければならない。また、公表希望当事者は、事前の書面による了解を得た上で、その内容が本共同研究の結果得られたものであることを明示することができる。３　通知を受けた相手方は、前項の通知の内容に、研究成果の公表等が将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断されるときは当該通知受理後14日以内に開示、発表又は公開される技術情報の修正を書面にて公表希望当事者に通知するものとし、公表希望当事者は、相手方と十分な協議をしなくてはならない。公表希望当事者は、研究成果の公表等により将来期待される利益を侵害する恐れがあると判断される部分については、相手方の同意なく、公表してはならない。ただし、相手方は、正当な理由なく、かかる同意を拒んではならない。４　本共同研究終了日の翌日から起算して２年間を経過した後は、公表希望当事者は、第７条のノウハウ秘匿義務及び第27条の秘密保持義務を遵守した上で、第２項に定める相手方に対する通知を行うことなく、研究成果の公表を行うことができるものとする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。５　前項に定める期間が経過するまでであって、第１項から第３項までの手続きにより公表されるまでの期間は、研究成果を秘密情報として取り扱うものとする。（契約の解除）第29条　甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当し、催告後14日以内に是正されないときは本契約を解除することができるものとする。一　相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき二　相手方が本契約に違反したとき２　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。一　破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続の申立てをし、又は申立てを受けた場合二　銀行取引停止処分を受け、又は支払い停止に陥った場合三　仮差押命令を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合**（反社会的勢力の排除）**第30条　甲及び乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。　一　自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから５年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。　二　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。　三　自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと　　イ　相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為　　ロ　偽計又は威力を用いて相手方の業務　を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為２　甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。　一　前項一の確約に反する申告をしたことが判明した場合　二　前項二の確約に反し契約をしたことが判明した場合　三　前項三の確約に反する行為をした場合３　甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。（損害賠償） 第31条　甲又は乙は、第29条に掲げる事由、又は相手方の故意又は重大な過失により損害等を被ったときは、相手方に対して被った直接損害に限り賠償請求をできるものとする。（契約の有効期間）第32条　本契約の有効期間は、本共同研究の研究期間と同一とする。２　本契約の失効後も、第５条第２項、第６条第２項、第12条（第１項を除く。）、第14条（第２項を除く。）から第28条まで（第26条第１項を除く。）、第31条、本項及び第34条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。（協議）第33条　この契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲乙協議の上、定めるものとする。 （準拠法及び裁判管轄）第34条　本契約の準拠法は日本法とする。２　本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。この契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。 | 契約項目表を契約書の冒頭に記載定義を見直し契約項目表を作成したため、「共同研究の題目等」の条を削除担当者の追加に加え、変更や削減等も規定共同研究の終了時期を明確化」ノウハウを書面にて特定すること、相手方の書面による承諾なく第三者に開示等できないことを明記合意により、本学に無償で所有権を移転できるものとした。知的財産権の出願から実施までの一連の条項をほぼ全面改正知的財産権の取扱いについて、原則として出願前までに企業側に選択してもらうこととした。①有償譲渡②独占実施③非独占実施出願前に選択ができない場合、優先交渉期間を設ける大学が、教育研究目的で実施できることを明記共有財産を非独占で実施する場合の条件等について協議することを明記第三者許諾の条件を整理共有知財を独占的実施等を行う場合について、出願費用等は全額企業負担であることを規定。非独占実施の場合は、許諾の条件（実施料、第三者許諾の有無等）を総合的に勘案し決定。秘密情報の範囲、開示者の範囲を明確化研究協力者は第5条で規定反社会的勢力の排除の条項を追加直接損害に限り、賠償請求をできることに改正 |